

申請者住所 大分県臼杵市板知屋1257

申請者氏名 (株) 木梨ふぐ九州店

営 業 許 可 証

食品衛生法第55条第1項の規定により、次の条件をつけて許可します。

令和 5年 9月 1日

大分県中部保健所長



営業所所在地 臼杵市板知屋1257

営業所の名称 (株) 木梨ふぐ九州店

営業の種類 魚介類販売業

ふぐ処理施設

営業施設番号 5620061828

条件

1. 有効期限 令和 5年 9月 1日から
令和12年 8月31日まで

2. 営業の限定

3. 許可を受けてから6か月以内に営業を開始しない場合、または営業開始後無届けで6か月以上休業したときは許可を取り消すことがあります。

教示

(1) この許可について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

(2) この許可に対する取消訴訟については、大分県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。

(3) この営業許可証の譲渡、又は貸与はできません。

(4) 上記有効期限満了までに施設基準に適合させる必要があります。